

公益財団法人 全日本空手道連盟

役員退職金規程

(総則)

第1条 公益財団法人全日本空手道連盟(以下「連盟」という)役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程により常勤役員に支給する役員退職金は、この規定の定めるところによる。

(役員退職金の受給者)

第2条 役員退職金は、退職又は解雇されたときはその者に、常勤役員が死亡したときはその遺族に支給する。

(役員退職金の支給制限)

第3条 役員退職金は、常勤役員が次の各号の一に該当する場合においては、支給しない。但し、情状によっては減額して支給することがある。

- (1) 所定の手続きを経ずに無断退職した者。
- (2) 勤務2年未満で退職したとき。
- (3) 就業規則第45条第1項のただし書きの規定に該当するとき、又はそれにより自ら退職した者。

(役員退職金の額)

第4条 役員退職金の額は次の算式により算定する。

(退職時本俸月額) × (勤続年数別支給率) × (勤続年数) × (退職事由別支給率)

100円未満の端数は100円に切り上げる。

2. 退職事由別支給率は次の如く定める。

勤続年数	退職事由	定年、死亡又は連盟都合	自己都合
2年以上	5年未満	100%	60%
5年以上	8年未満	100%	70%
8年以上	11年未満	100%	80%
11年以上	15年未満	100%	90%
15年以上		100%	100%

3. 勤続別支給率は別表に定める。

(役員退職金の増額)

第5条 常勤役員が、次の各号の一に該当する場合には、前条の規定により計算した額に、その者が退職し又は死亡した日における本俸月額に100分の600以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。

- (1) 業務上の都合により退職したとき。
- (2) 勤続10年以上であって定年により退職したとき。
- (3) 勤続15年以上であって定年により退職した場合において職務上特に功労があったと会長が認めたとき。
- (4) 疾病によりその職に堪えず退職したとき又は在職中死亡したとき。
- (5) 前各号に準ずる特別の事由により退職した場合において会長が特に増額する必要があると認めたとき。

(勤続期間の計算)

第6条 役員退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、その者が連盟の常勤役員となった日の属する月から、解雇され、退職し又は死亡した日の属する月までの年数による。(年未満の月数は12で除した小数点以下第3位までの年数、例5年4ヶ月=5.333年)

2. 勤務期間のうち、欠勤、休職又は停職により実際に勤務につかなかつた期間があるときは、当該期間を前項の規定により計算して得た勤続期間から除算する。
3. 勤続年数は40年をもって限度とする。

(役員退職金の支給)

第7条 役員退職金は、法令で定められた控除すべき額を控除した残額を通貨をもって支給する。

2. 退職時に常勤役員が連盟に対して債務を有する場合には、その債務額を役員退職金より差し引くものとする。
3. 休職を命ぜられ他の機関に派遣された常勤役員が、当該機関より役員退職金(これに相当する給付を含む)の支給を受けたときは、その額をこの規定により計算した役員退職金の額から控除する。
4. 役員退職金は、予算その他の特別の事由がある場合を除き、支給事由が発生した日から1月以内に支給する。又その額が200万円を超える部分については分割して支払うことがある。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会により行う。

附則

この規程は、公益財団法人全日本空手道連盟の設立の登記の日から施行する。

勤続年数別退職金支給率

勤 続 年 数	支 給 率	自己都合退職の場合の上率
2年以上 ～ 3年未満	0.80	60%
3年以上 ～ 4年未満	0.82	〃
4年以上 ～ 5年未満	0.84	〃
5年以上 ～ 6年未満	0.86	70%
6年以上 ～ 7年未満	0.88	70%
7年以上 ～ 8年未満	0.90	〃
8年以上 ～ 9年未満	0.92	〃
9年以上 ～ 10年未満	0.94	80%
10年以上 ～ 11年未満	0.96	〃
11年以上 ～ 12年未満	0.98	90%
12年以上 ～ 13年未満	1.00	〃
13年以上 ～ 14年未満	1.02	〃
14年以上 ～ 15年未満	1.04	〃
15年以上 ～ 16年未満	1.06	100%
16年以上 ～ 17年未満	1.08	〃
17年以上 ～ 18年未満	1.10	〃
18年以上 ～ 19年未満	1.12	〃
19年以上 ～ 20年未満	1.14	〃
20年以上 ～ 21年未満	1.16	〃
21年以上 ～ 22年未満	1.18	〃
22年以上 ～ 23年未満	1.20	〃
23年以上 ～ 24年未満	1.22	〃
24年以上 ～ 25年未満	1.24	〃
25年以上 ～ 26年未満	1.26	〃
26年以上 ～ 27年未満	1.28	〃
27年以上 ～ 28年未満	1.30	〃
28年以上 ～ 29年未満	〃	〃
29年以上 ～ 30年未満	〃	〃
30年以上 ～ 31年未満	〃	〃
31年以上 ～ 32年未満	〃	〃
32年以上 ～ 33年未満	〃	〃
33年以上 ～ 34年未満	〃	〃
34年以上 ～ 35年未満	〃	〃
35年以上 ～ 36年未満	〃	〃

36年以上	～	37年未満	〃	〃
37年以上	～	38年未満	〃	〃
38年以上	～	39年未満	〃	〃
39年以上	～	40年	〃	〃